

千葉県環境局入札参加資格等審査会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、環境局の所管に係る委託及び修繕（以下「委託等」という。）の実施に関し必要な審査を行うため、環境保全部入札参加資格等審査会及び資源循環部入札参加資格等審査会（以下「審査会」と総称する。）を環境局内に置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、1件あたりの設計金額（執行予定額をいう。ただし、単価契約及び契約期間が複数年度にわたる契約においては、契約期間中の執行予定額の総額とする。）が1,000万円以上の委託等（以下「対象案件」という。）に係る次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関する事。
- (2) 一般競争入札及び希望型指名競争入札における入札参加資格の設定に関する事。
- (3) 随意契約により行う理由及び業者の選定に関する事。
- (4) 企画競争により行う理由及び参加資格要件の設定に関する事。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、対象案件に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、審査会は、次の各号に掲げる場合には審査しない。

- (1) 施行決定を省略する場合
- (2) 別途審議会等により前項の規定と同等の審査を行った場合
- (3) 環境局業務委託希望型指名競争入札実施要領第5条第2項により指名競争入札に切替える場合
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号により随意契約に切り替える場合

3 環境保全部に属する課の対象案件は、環境保全部入札参加資格等審査会において審査し、資源循環部に属する課の対象案件は、資源循環部入札参加資格等審査会において審査する。

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、別表の委員の欄に掲げる委員のうち、委員長の職務を代理する者として定めるものがその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 審査会は、全委員の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところ

による。

4 委員長は、緊急を要し、又はやむを得ない事由により審査会の会議を開催することができないときは、議事の概要を記した書面を委員に回議し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審査会の議決に代えることができる。

5 委員長は、審査に必要があるときは、関係職員に対し必要な資料を提出させ、又は審査会に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、別表の庶務の欄に掲げる所属において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年1月11日から施行する。

2 千葉県環境局環境保全部入札参加資格等審査会設置要綱（平成24年7月1日施行）及び千葉県環境局資源循環部入札参加資格等審査会設置要綱（平成24年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表 審査会の組織

名 称	委員長	委 員	庶 務
環境保全部 入札参加資格等審査会	資源循環部長	廃棄物対策課長 (委員長の職務を代理する者)	環境総務課
		収集業務課長	
		廃棄物施設維持課長	
		廃棄物施設整備課長	
		産業廃棄物指導課長	
資源循環部 入札参加資格等審査会	環境保全部長	環境総務課長 (委員長の職務を代理する者)	廃棄物対策課
		環境保全課長	
		環境規制課長	
		脱炭素推進課長	